

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第30号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例
(伊勢崎市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市市税条例(平成17年伊勢崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に

規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物

品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第8項を同条第18項とし、同条第7項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の2第6項を同条第15項とし、同条第5項の次に次の9項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{5}$ とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「伊勢崎市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「伊勢崎市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中伊勢崎市市税条例第 9 2 条を第 9 2 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 9 3 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第 9 4 条から第 9 6 条まで及び第 9 8 条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 4 条から第 6 条までの規定 平成 3 0 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中伊勢崎市市税条例第 2 4 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第 3 6 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条中伊勢崎市市税条例第 9 4 条第 3 項の改正規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (5) 第 1 条中伊勢崎市市税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 8 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日
- (7) 第 1 条中伊勢崎市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 3 4 条の 2 及び第 3 4 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条並びに附則第 9 条及び第 1 0 条の規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日
- (9) 第 5 条の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日
- (10) 第 1 条中伊勢崎市市税条例附則第 1 0 条の 2 第 7 項を同条第 1 6 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定（同条第 1 7 項に係る部分に限る。）生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊

勢崎市条例第34号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢崎市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきも

のの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢崎市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第111条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限

第 9 8 条 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部 を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号） 別記第 2 号様式
第 9 8 条 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条 第 3 項
第 1 0 0 条 の 2 第 1 項	第 9 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条 第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条 第 2 項	第 9 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条 第 3 項

5 3 2 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第 1 0 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に

販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢崎市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という
------	-----------------	---

		。) 附則第 10 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 111 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項

5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づい

て、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第9項及び第11項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第9項及び第12項」を「附則第10項及び第13項」に、「附則第10項、第12項及び第13項」を「附則第11項、第13項及び第14項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 6 項から附則第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)

6 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

第 2 条 伊勢崎市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 19 項中「第 42 項、第 44 項、第 45 項」を「第 42 項から第 44 項まで」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中附則第 18 項の改正規定（「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 32 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 6 の項を 3 9 の項とし、2 5 の項から 3 5 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、2 4 の項の次に次のように加える。

2 5 土壤汚染対策法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円
2 6 土壤汚染対策法第 2 7 条の 3 第 1 項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円
2 7 土壤汚染対策法第 2 7 条の 4 第 1 項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 3 号

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市立学校設置条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部伊勢崎市立豊受幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市田島弥平旧宅案内所条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第34号

伊勢崎市田島弥平旧宅案内所条例

(設置)

第1条 世界文化遺産として登録された富岡製糸場と絹産業遺産群の構成資産である田島弥平旧宅及び境島村地区の歴史的及び文化的価値について、市民及び来訪者の理解を深めるため、情報発信拠点として田島弥平旧宅案内所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 田島弥平旧宅案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市田島弥平旧宅案内所

位置 伊勢崎市境島村1968番地40

(事業)

第3条 伊勢崎市田島弥平旧宅案内所（以下「案内所」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 田島弥平旧宅、境島村地区及び富岡製糸場と絹産業遺産群（以下「田島弥平旧宅等」という。）の案内に関する事業
- (2) 田島弥平旧宅等の歴史的資料等の展示に関する事業
- (3) 田島弥平旧宅等の歴史的資料等の解説に関する事業
- (4) 田島弥平旧宅及び境島村地区の歴史的資料等の保管に関する事業
- (5) その他案内所の設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 案内所に、所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第5条 案内所の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第6条 案内所の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、前項に規定する休所日のほか、案内所の管理上必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(入所の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、案内所への入所を拒否し、又は案内所からの退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) 案内所の施設又は展示資料を損傷するおそれがある者
- (3) その他教育委員会が案内所の管理上支障があると認める者

(使用料)

第8条 案内所の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により施設、展示資料、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年9月8日から施行する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 35 号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 36 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第17条第2項に次の1号を加える。
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第

1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 3 条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 37 号

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 24 年伊勢崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「高さ」の次に「等」を加え、同条中「建築物の高さは」を「建築物の高さ及び建築物の軒の高さは」に、「建築物の高さの」を「建築物の高さ等の」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号及び第 3 号中「違反した場合」を「違反して建築物を建築した場合」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

喜多町地区地区整備計画区域	伊勢崎市都市計画喜多町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第 2 の 2 田中町地区地区整備計画区域の部中

「

建築物の高さの最高限度	12メートル
-------------	--------

を

」

「

建築物の高さ等の最高限度	建築物の高さ	12メートル
--------------	--------	--------

に

」

改め、同表に次のように加える。

5 喜多町地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 法別表第2(㌿)項に掲げる建築物	
建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル	
建築物の高さ等の最高限度	建築物の高さ	10メートル
	建築物の階数	地上階数は2
	建築物の軒の高さ	7メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 38 号

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「1, 620 円」を「5, 400 円」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「3, 240 円」を「5, 400 円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 再診に係る保険外併用療養費用 2, 700 円（消費税相当額を含む。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに行われた診療に係る使用料の額については、なお従前の例による。